

みちのく潮風トレイルに係る コンテンツ等活用調査業務

業務仕様書

令和 7 年 7 月

公益財団法人さんりく基金

この「業務仕様書」は、公益財団法人さんりく基金（以下「基金」という。）が実施する「みちのく潮風トレイルに係るコンテンツ等活用調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、基金が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

本業務は、みちのく潮風トレイルを目的に来訪するインバウンドハイカーを主なターゲットに、三陸地域の自治体やDMO、観光関連事業者等と連携の上、みちのく潮風トレイルを契機としたサービスやコンテンツ※の磨き上げを図ろうとするものである。

(2) 業務名

みちのく潮風トレイルに係るコンテンツ等活用調査業務

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

(4) 業務概要

- ① ヒアリング調査及びハイカーニーズ分析
- ② 旅行会社等の招請によるコンテンツ等の視察実施
- ③ ワークショップの開催

※本事業においてコンテンツとは、三陸地域の地域資源を活用してインバウンドハイカーを含む観光客に提供する滞在・体験のプログラムやツアーのことを主に指します。

2 業務内容（仕様）

三陸地域の自治体やDMO、観光関連事業者等と連携し、主にインバウンドハイカーに係る受け入れの現状についての調査及びサービスやコンテンツ（以下「コンテンツ等」という。）の磨き上げを図るため、以下の業務を行うもの。

(1) ヒアリング調査及びハイカーニーズ分析

インバウンド向けコンテンツ等の受入の現状等について、受入実績のある地域事業者等へのヒアリング、SNSのハイカーコミュニティの投稿分析により調査すること。

ア ヒアリング調査

- ・ヒアリング先はインバウンドハイカーの受入実績のある地域事業者及び旅行事業者、ガイド等、計6者程度とし、基金と調整のうえ調査先の選定及び調査項目を作成し、ヒアリングを行い、結果をとりまとめること。

- ・ヒアリング先との調整及び必要に応じて謝金の支払いを行うこと。

イ ハイカーニーズ分析

- ・主に下記のインターネットページに投稿された内容を分析し、インバウンドハイカーの現状やニーズ等の分析を行い、結果をとりまとめること。対象とする投稿は、おおむね直近1年間とする。

①Facebook 「Michinoku Coastal Trail Community」

https://www.facebook.com/groups/michinokucoastaltrail/?locale=ja_JP

②Facebook 「Michinoku Trail Walker」

<https://www.facebook.com/michinokutrailwalker/>

(2) 旅行会社等の招請によるコンテンツ等の磨き上げ

インバウンドハイカー向けの販路を持つ旅行会社の担当者等を招請し、コンテンツの視察により磨き上げに向けた意見を聴取すること。

- ・インバウンドハイカー向けの販路をもつ、岩手県への旅行商品造成の実績や意欲のある旅行会社の商品造成担当者等を2名程度招請する。
- ・インバウンド向けを中心に3つ以上のコンテンツ等を視察すること。可能な限り沿岸北部、沿岸南部の地域ごとに1つ以上視察すること。
- ・招請対象者とコンテンツ等の提供者との意見交換を行うこと。
- ・行程及び招請対象者の選定については、基金と協議・調整を行った上で決定すること。
- ・視察実施後に招請対象者に対しアンケートを行い、とりまとめること。
- ・提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

(3) ワークショップの開催

2(1)の調査分析及び2(2)旅行会社等の招請によりとりまとめた結果を参加者へ共有し、みちのく潮風トレイルに係る現状と課題を把握し、各地域の事業者等の情報共有を図り、三陸地域一体の連携を推進する内容とすること。

参加者は現地出席のほか、オンラインでの参加を可能とすること。

① 開催準備

- ・会場の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な備品等の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な資料等を作成すること。
- ・ファシリテーターの手配、連絡調整、旅費・謝金の支払いを行うこと。
- ・参加者への連絡調整及び出席状況を管理すること。

② 運営

- ・その他、ワークショップが円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。

- ・全体の進行を行うこと。
- ・議事録を作成すること。

③ フィードバック

- ・ワークショップの内容をまとめ、ワークショップの参加者のほか三陸地域の自治体やDMO、観光関連事業者等の主要な関係者等に内容を共有すること。

【ワークショップの概要】

対象者	・三陸地域の自治体や DMO、観光関連事業者等の主要な関係者 ・ガイド、ハイカーなど、利用者視点から意見できる者 等
時期	令和 7 年 10 月頃～令和 8 年 2 月頃
地域	沿岸北部（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）、沿岸南部（山田町、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市） ※おおむね上記地域ごととするが、基金と調整の上、地域区分を変更することを妨げない。
方法	現地及びオンライン
回数	各地域 1 回
規模	各会場 1 回あたり 15 人程度
内容	・ 2（１）の調査分析及び 2（２）旅行会社等の招請についてとりまとめた結果を参加者へ共有すること ・参加者のインバウンド対応に係る現状と課題等を共有し、三陸地域で連携した今後の取組について意見交換を行うこと。 ・ファシリテーターを置くこと。
その他	・提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に基金に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「企画提案実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じる

こと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 基金は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 基金は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に基金に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から基金に移転することとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）を遵守しなければならない。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4 部（紙ベース）及び電子データ（Microsoft Word 形式又は Microsoft PowerPoint 形式）